

## 第 12 回 恵那市 農業委員会 総会 議事録

1. 開催日時 令和 6 年 12 月 25 日 (水) 午後 1 時 30 分

2. 招集場所 恵那市共同福祉会館

3. 出席委員 (18 名)

会 長 9 番 林 広和

職務代理者 19 番 大島 政幸

委員	1 番	小坂 宏正	2 番	瀬瀬 美由紀	3 番	小栗 茂美
	4 番	三宅 一彰	5 番	土方 明日香	6 番	小林 勝朗
	7 番	曾我 佳奈子	8 番	渡会 邦憲	9 番	林 広和
	10 番	安江 建樹	11 番	瀬瀬 政行	12 番	宮原 博
	13 番	近藤 明德	14 番	梅本 信枝	15 番	梅村 安範
	16 番	水野 守文	17 番	保母 直彦	19 番	大島 政幸

4. 欠席委員 (1 名)

	18 番	仲田 菜那				
--	------	-------	--	--	--	--

5. 議事日程

第 1 議事録署名委員の指名について

第 2 議案第 63 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について

第 3 議案第 64 号 農地法第 4 条の規定による許可申請に対する意見について

第 4 議案第 65 号 農地法第 5 条の規定による許可申請に対する意見について

第 5 議案第 66 号 非農地証明について

6. 農業委員会事務局職員

事務局 長 高垣 浩

事務局 副局長 堀田 稔勝

7. 会議の概要

( 開 会 )

○事務局

定刻になりましたので、職務代理者の大島様から開会宣言をお願いいたします。

○職務代理者

皆さん、こんにちは。

ただいまの出席委員は、19名中18名で、定足数に達していますので総会は成立しております。

本日、16番の仲田委員より欠席の旨連絡がありましたので御報告いたします。

それでは、これより令和6年第12回恵那市農業委員会総会を開催いたしますので、よろしく申し上げます。

なお、本日の議事日程は、お手元に配付されております議案のとおりです。

携帯電話をお持ちの方は、電源をお切りいただくか、マナーモードの設定をお願いいたします。

恒例によりまして、ただいまから恵那市農業委員会憲章の唱和を行いますので、御起立願います。

それでは、15番、梅村安範委員の先導によりまして唱和を行います。梅村委員、よろしくをお願いいたします。

[ 農業委員会憲章の唱和 ]

#### ○職務代理者

ありがとうございました。着席願います。

それでは、林会長より挨拶並びに議事進行をよろしくをお願いいたします。

#### ○議長

御苦労さまです。先月、11月28日ですけど、全国農業会議創立70周年記念式典及び全国農業委員会会長代表者集会に出席いたしました。そこで、農業会議、あるいは農水省からの挨拶があり、食料・農業・農村基本法の改正によりまして、今後、価格形成の新たな法案や土地改良法改正法案が提出されるであろうと言われてまして、ここ、一、二年が、農業の将来の試金石であるという話がありました。農業委員会の役割は非常に重要になってくるということで、よろしくお願ひしたいという話がありました。

この70周年記念式典につきましては、岐阜県も、岐阜県農業会創立70周年記念式典を2月18日に行うことで、長きにわたって運営委員を務められた方が表彰されるということで、恵那市からも2名、名前が挙がっております。

冒頭ではありますけども、今年1年、総会、審議、ありがとうございました。非常に寒くて老齢にはこたえますが、いい年を迎えていただいて、お互いによろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは、審議に入ります。

---

## 日程第1 議事録署名委員の指名について

○議長

日程第1の議事録署名委員の指名ですが、恵那市農業委員会会議規則第8条第1項の規定により、議長から指名させていただくことに御異議ありませんか。

[ 「異議なし」と呼ぶ者あり ]

○議長

異議がございませんので、本日の議事録署名委員に、6番小林勝朗委員及び7番曾我佳奈子委員をお願いします。

なお、本日の会議書記には、事務局の堀田副局長を指名いたします。

---

## 日程第2 議案第63号 農地法第3条の規定による許可申請について

○議長

次に、日程第2 議案第63号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議案とします。

それでは、事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局

タブレット内、サイドブックスの総会資料御覧いただきたいと思いますので、よろしくお願いたします。

それでは、議案第63号農地法第3条許可申請について御説明いたします。まず、2ページからになります。

最初に68番、東野の案件です。3ページ、議案書となっております。4ページ、位置図となっております。申請地につきましては、東野小学校の北西側に位置している場所です。5ページ目、拡大図です。申請地は譲受人宅のすぐ近くにある1筆の場所です。6ページ目、現況写真です。現況は畑となっております。

申請理由につきましては、以前より耕作管理していた申請地を譲り受けて、維持管理し営農に励む内容のものでございます。

7ページ、69番、東野の案件です。8ページ、議案書となっております。9ページが位置図です。こちらは、申請地は東野小学校の東側に位置しております。10ページ、拡大図です。こちらも申請地、譲受人宅のすぐ近くにある1筆の場所となっております。11

ページ、現況写真となっております。現況は畑となっております。

こちらにつきましても、申請理由は、以前より耕作管理していた申請地を譲り受けて、維持管理し営農に励むという内容のものでございます。

12 ページ、70 番、三郷町野井の案件です。13 ページ、議案書となっております。14 ページ、位置図です。申請地は三郷小学校の北東側に位置してございます。15 ページ、拡大図です。申請地は1筆、赤枠で囲われている場所です。16 ページが現況写真です。現況は休耕地の状態となっております。

こちらの申請理由につきましては、譲受人の方が畜産を営んでおる形で、自給飼料の増産を図るために申請地を譲り受けて、維持管理し営農に励むという内容のものでございます。

17 ページ、71 番、三郷町佐々良木の案件です。18 ページ目、議案書となっております。19 ページが位置図です。こちらは三郷小学校の南西側に位置しております。20 ページ、拡大図です。申請地は1筆です。21 ページ、現況写真です。現況は田となっております。

こちらにつきましては、申請理由ですけど、前回、第 11 回総会にて3条の買受適格証明発行を決定した件につきまして、今回、譲受人が競売により買受申出人になったということで、こちらの申請地を譲り受けて、義父の協力を得て営農に励むという内容のものでございます。

22 ページ、72 番、上矢作町小田子の案件です。23 ページ、議案書となっております。24 ページ、位置図です。申請地は上矢作中学校の南側に位置しております。25 ページ、拡大図です。申請地は1筆です。26 ページ、現況写真となっております。現況は田です。水色ところが全体の田となっておりますけど、赤枠の箇所が申請地となっております。

申請理由は、以前より耕作管理をしていた申請地を譲り受けて、維持管理し営農に励む内容のものでございます。

27 ページ、73 番、山岡町久保原の案件です。28 ページ、議案書となっております。29 ページ、位置図です。申請地は山岡中学校の北東側に位置しております。30 ページが拡大図です。全部で6筆となっております。31 ページ及び 32 ページ、現況写真となっております。現況は田です。

申請理由は、空き家と共に農地を譲り受けて、維持管理し営農に励む内容のものでございます。

33 ページ、74 番、明智町大田の案件です。34 ページ、議案書となっております。35

ページ、位置図です。申請地は明智振興事務所西側に位置しております。36 ページ、拡大図です。全部で2筆の申請となっております。37 ページと 38 ページが現況写真です。現況は畑です。

こちらの申請理由は、空き家と共に農地を譲り受けて、維持管理し営農に励む内容のものでございます。

3条につきましての説明は以上でございます。

○議長

ただいま、3条について7件の説明がありました。

この件については、地区委員会で協議をしていただいておりますので、地区委員長より説明を求めます。

68 番から 69 番の2件について、第1地区、小坂宏正委員長より協議の様様についての報告と案件の説明を求めます。

○1番

12月16日、地区委員会を開催し、現地確認と審議を行いました。

68 番、3 ページです。譲渡人が■■■■さん、譲受人が■■■■さんとなっております。場所は東野の若宮です。■■■■。申請目的は所有権移転です。申請面積が 66 平米です。登記簿、畑。現況も畑です。

転用理由ですが、譲渡人は、申請地が自宅から離れた場所にあるため、譲受人に貸し付けて、このたび正式に譲渡するということです。譲受人は、申請地が自分の自宅前にあり、隣接の3筆と共に管理したい。このたび、■■■■さんより正式に譲り渡していただけるという申し出があったので、話がまとまり、申請するということです。

あと 965 の 2、3、4 と3筆あります。ほかに農地は、1,461 平米、水田があり、畑が 237 耕作されている。管理機、田植機、軽トラを所有してみえます。地区委員会では問題ないと判断しましたので、よろしく申し上げます。

69 番、8 ページです。譲渡人が■■■■さんで、譲受人が■■■■さんです。これも東野の 1944 番地の1です。申請目的は所有権移転。登記簿も畑です。あと、譲受人は、申請地の自宅の裏で長年耕作しており、前から預かっているということです。このたび譲り受けることになったので申請するものです。トラクター、軽トラ、耕運機、草刈り、噴霧器と、各1台ずつ持っておられるそうです。これも地区委員会では問題ないと判断しましたので、審議をよろしく申し上げます。

以上です。

○議長

続きまして、70番、71番について、第2地区、渡会邦憲委員長より協議の模様についての報告と案件の説明を求めます。

○8番

まず、70番の三郷町野井亀ヶ沢■■■■■。譲渡人は■■■■■さん、75歳。譲受人は■■■■■さん、48歳。9,928㎡でございまして、自給飼料の生産と自営の畜産のために取得をするということ。農業の従事者は、妻、43歳。母、74歳。3名で畜産をやっております。農機具につきましては、スキッドステアローダー1台を所有されており、地区委員会では問題ないと判断をいたしましたので、よろしく申し上げます。

71番の三郷町の案件ですが、これは先月、適格証明を発行していただいた案件でございまして、譲渡人は■■■■■さん、63歳。譲受人は■■■■■さん、32歳。競売による買受申出人となったため、申請地を譲り受け、義父の協力を得て営業に励むものでございます。

自作地は1,262㎡。既に自宅周辺の用地を同様に取得されておりまして、今回、2,491㎡の用地を取得されるということでございます。所有の農機具は、トラクター、田植機、コンバイン、草刈り機、軽トラを所有されております。地区委員会では問題ないと判断しましたので、よろしく申し上げます。

○議長

続きまして、72番について、第4地区、宮原博委員長より協議の模様についての報告と案件の説明を求めます。

○12番

12月18日に、地区委員会にて現地調査を行いました。譲渡人は、上矢作町小田子、■■■■■、69歳。譲受人は、同じく上矢作町小田子、■■■■■氏、73歳。所在地は、上矢作町の久武瀬169-5。554㎡。登記上、現況、田です。現在、■■■■■氏が耕作中です。

今まで■■■■■氏に管理をお願いしていましたが、今後、耕作ができないため、今回、■■■■■氏に譲り渡し、引き続き営農をしてもらうということでございます。■■■■■氏は、譲り渡しを受け、引き続き、維持管理、営農を続け、現在、田で3,245㎡、畑が735㎡、耕作をしております。トラクター1台、運搬車、草刈り等を所有しております。地区委員

会で問題なしと判断しましたので、御検討をよろしく申し上げます。

以上です。

○議長

続きまして、73番、74番について、第5地区、梅村安範委員長より協議の様様についての報告と案件の説明を求めます。

○15番

73番、28ページを御覧ください。山岡町久保原の字大久醐の田んぼ4筆と畑2筆の合計6筆の8,108㎡です。所有権移転です。これは、空き家に付随した農地の取得です。譲渡人は、49歳と若いですが、病気で入院中でございまして、今後農地の管理ができなくなったということです。譲受人は、46歳で■■■■■在住の方です。お母さん、69歳と2人で移住されるということでございます。この空き家に付随した自宅周辺の農地は、水稲と畑として、ほとんど良好に管理をされております。

譲受人は、農業経験はありませんが、農業機械、耕運機、トラクターのほか、ヤギを飼って草刈り等をお願いするということでございます。営農計画が、チェリー、ブルーベリー、粟、ヒエ、麦、それから、栗のほか果樹を栽培する計画でございます。少し心配ですが、現在の耕作者が病気でリタイアですので、空き家と共に耕作管理をしていただければありがたいということで、JAや地元農家の指導協力を得て営農を行う。生産物は、主に自家消費と知人への販売等を予定しているということでございました。

74番、明智町大田の案件ですが、これも空き家に付随した農地の取得でございます。譲渡人は、所有権移転でございまして、譲渡人は75歳と73歳で、■■■■■と■■■■■に在住の姉妹の方です。相続を受けたけども管理ができないことで、空き家と共に譲渡するということでございます。譲受人は、明智町大田に在住の飲食業を営んでいる45歳の女性の方でございます。自宅横と裏の狭小な農地で、現況畑として管理をされております。

譲受人は、農業経験はありませんが、農業機械を譲り受けます。営農計画は家庭菜園で、生産物は主に自家消費と自営する飲食店で予定をしているということでございました。

申し遅れましたけど、12月18日に地区委員会で現地確認と事前審査を実施しまして、農地法3条、73番、74番については、地区委員会としては問題ないという案件として判断をいたしましたので、御審議をお願いします。

以上です。

○議長

ただいま、地区委員長及び事務局から説明がありました。この7件について質疑がありましたら、挙手の上、発言をお願いします。

それでは、これで質疑を終わります。

それでは、採決いたします。

議案第63号、番号68番から74番の7件についての「農地法第3条の規定による許可申請について」は、原案のとおり承認することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長

ありがとうございました。全員賛成ですので、議案第63号は原案のとおり承認されました。

---

日程第3 議案第64号 農地法第4条の規定による許可申請に対する意見について

○議長

次に、日程第3 議案第64号「農地法第4条の規定による許可申請に対する意見について」を議案とします。

それでは、事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局

それでは、農地法第4条の許可申請の説明をいたします。

39ページをお願いいたします。23番、山岡町上手向の案件でございます。40ページ、議案書となっております。41ページが位置図です。申請地は山岡小学校の東側に位置しております。こちらについては、農振農用地となっております。42ページが拡大図です。赤枠で囲ってある箇所が申請地です。43ページ、現況写真です。上部空間につきましては、営農型太陽光パネルが設置してあるということで、下部が畑でございます。

44ページは、申請地における専門家のサカキ栽培についての意見書が左側についております。右側が平均的な単収についての根拠資料となっております。45ページは、農地復元の誓約書が左側についてございます。右側、こちら申請が遅れたことについての始末書となっております。46ページ及び47ページにつきましては、こちらの場所における営農計画書となっております。

こちらの申請理由につきましては、実際、令和3年7月30日付で営農型太陽光発電施設についての一時転用の許可を受け、設置をしておる場所でございます。本来でしたら、

一時転用の期限内に更新申請をするという内容のものでございますけど、申請者が失念していたということで、今回始末書を添えて申請し、引き続き、下部の農地ではサカキの栽培を行うという内容のものでございます。

説明については、以上でございます。

○議長

第4条の申請につきましては1件ですが、この件については、地区委員会で協議をさせていただいておりますので、地区委員長より説明を求めます。

23番について、第5地区、梅村安範委員長より協議の様様についての報告と案件の説明を求めます。

○15番

12月18日に地区委員会を開催しまして、現地確認と事前審査を実施しました。番号23でございます。現況は43ページの状況のようになっておりまして、上部には太陽光発電設備が令和3年から設置済みですが、下部の農地、740.52㎡ですけど、ここについては、営農計画書では、サカキを222本、植栽管理を行うことになっております。

現地確認時点では、ほとんどが、枯れてなくなったものが大半でございまして、残っているものだけでも、枯れかかっているのが数十本。4年目で、まともな枝は数本程度しかありませんでした。また、毎年の営農状況報告の提出も、初年度の1回のみで、事務局から再三督促をしましたが、2年目、3年目の営農状況報告が未提出で、営農義務と報告義務を果たしていない。さらに、今回、再申請がありまして、一時転用の許可期限の令和6年7月31日を、期限を超過して、かなり遅く、ようやく12月16日に、申請がされております。この案件については、地区委員会としては不許可相当として判断しましたので、御審議をお願いします。

なお、44ページは意見書で、石川県の[ ]のものがついています。これによりまして、営農の改善が必要です、防草シートが株の元近くまで敷設されており、表土に水分が滞留する原因となっており、生長を阻害していると考えられます。株から最低でも50センチは防草シートのない状態にすることが求められます。枯れた苗についても補植がされていないように見受けられます。補植をしないと、地域の平均単収を満たす収穫ができず早急な補植が必要です。それから、西日を遮るネットなどが設置されていないので、設置することが望ましい。さらに、適切な施肥を適宜行うことが生長のために必要になりますということで、これを本人が確認したのが令和6年12月7日です。

あとは、地域の平均的な単収の根拠を[ ]が出しています。これは当初の、初年度の計画と同じです。定植後3年を経過した際の樹高については、通常であればおおむね80cmから90cmで、5年目より収穫ができるとなっておりますが、一度もまだ収穫に至るようなものは一切ありませんでした。

営農計画書も前回のものをそのままつただけで、一向に改善が見受けられないということでございます。

以上です。

○議長

23番については、一時転用の更新が非常に遅れて出されてきた。7月に申請しないとイケないものを12月16日に出された。そして、栽培についてもしっかりと栽培されていない。関与している業者からも非常に厳しい指摘があるということです。それに加えて、毎年提出しないとされない営農状況報告書が出されていないことで、地区委員会では許可することはできないという審議がされておりますが、質疑をお願いします。

宮原委員。

○12番

認められなかった場合、どういうふうになりますか。

○議長

ここで審議して、理由書をつけて、不許可相当で県知事に対して進達します。

○12番

不許可の場合、当然認められないわけですから、太陽光発電の設備はどうなりますか、このままずっと続けて行けますか。

○議長

この後、第4条、県で審査することになります。今、指摘した状況報告書とか営農報告書の改善書等、しっかりしたものが出来れば、県で許可相当になると思います。しかし、現時点ではそれが出されていない状況です。

○12番

ありがとうございました。

○議長

他はどうでしょうか、小板委員。

○1番

43 番の写真を見る限り、これは完全に営農をする状態ではないように見受けられます。

1 年目に出てきたときにチェックして、改善命令を出せないですか。

○事務局

私のほうで分かっている範囲での報告をさせていただきたいと思います。こちらにつきましては、本来でしたら、営農型太陽光発電事業の下の農地につきましては、農作物の状況報告を毎年2月に出していただき、毎年3月の総会に報告をさせていただいております。こちらの場所につきましては、許可のあった初年度は出されておりますけど、それ以降は出ておりません。令和5年の第3回総会のときに、提出がない転用事業者には、報告書の提出の働きかけをしていくとしていますが、それ以降については全く動きがない状況でございます。報告がないので今後の状況改善につながっていないのが現状です。

○1 番

防草シートは初年度からこういうふうにはってあるんですか。それとも、後からはったのですか。

○15 番

多分、太陽光の下部は初年度からだと思います。43 ページの写真を見ると、前に黒い防草シートがあると思いますが、ここは新しいと思います。

○1 番

先ほどあったけど、これがまた県に改善すると言って万が一通ったとして、その後、営農を行うような形跡が見られなかったとき、そこでストップさせることができますか。

○事務局

まず、総会で決めていただいたように、営農報告書を出してもらうように県に求めます。県は、梅村さんに状況報告を求めます。状況報告に基づいて県が改善指導するわけですが、必要な改善措置が講じられない場合は、県が撤去指導するということになると思います。それは最後の段階で、まずは報告を出していただいて適切な営農が行われているか確認することが先決になります。

○議長

それでは、これで質疑を終わります。

採決いたしますが、議案第 64 号「農地法第4条の規定による許可申請について」は、23 番、営農型太陽光発電施設における農作物営農状況報告書が当初の提出以降1回も出されていないということと、現状からして、今後の事業が適切に行われることが確認でき

ないということから「不許可相当」とすることに賛成の方は、挙手願います。

[ 賛成者挙手 ]

○議長

全員賛成ですので、議案第 64 号の「農地法第 4 条の規定による許可申請について」は、23 番は、意見を付して「不許可相当」として、岐阜県知事に対し進達することに決定しました。

---

日程第 4 議案第 65 号 農地法第 5 条の規定による許可申請に対する意見について

○議長

次に、日程第 4 議案第 65 号「農地法第 5 条の規定による許可申請に対する意見について」を議案とします。

それでは、事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局

続きまして、議案第 65 号農地法第 5 条の許可申請についで御説明させていただきます。資料は 48 ページからになりますので、よろしくお願いいたします。

初めに 79 番、大井町の案件です。49 ページ、議案書となっております。50 ページ、位置図です。申請地につきましては、大井第二小学校の北東側に位置しております。こちらは、公共投資の対象となっていない小集団の農地で、第 2 種農地の位置づけになります。

51 ページ、拡大図でございます。赤枠で囲ってある場所が申請地です。52 ページ、現況写真です。現況は畑という状況となっております。53 ページが計画図となっております。申請理由につきましては、現在の住まいが手狭になったことで、父親所有の申請地を借り受けて、住宅を建築する内容のものでございます。

54 ページ、80 番、大井町の案件です。55 ページ、議案書となっております。56 ページ、位置図です。こちら、申請地につきましては、同じく大井第二小学校の今度は北側に位置しております。こちらは、水道・下水道管が埋設された道路の沿道です。また、申請地からはおおむね 500 メートル以内に教育施設が 2 つあり、第 3 種農地という位置づけになります。

57 ページ、拡大図です。赤枠で囲ってある場所。点線の場所が申請地全体の筆です。そのうち赤枠の実線のところが土地で、申請箇所となっております。58 ページ、現況写真です。現況は休耕地の状態です。59 ページ、計画図となっております。申請理由につ

きましては、現在の住まいでは手狭であるということで、こちらの申請地を譲り受けて、住宅を建築するという内容のものです。

60 ページ、81 番、明智町大田の案件です。61 ページ、議案書でございます。62 ページ、位置図です。こちらは明智振興事務所の西側に位置して、公共投資の対象となっていない小集団の農地で、第2種農地の位置づけになります。63 ページ、拡大図です。赤枠で囲ってある場所が申請地です。64 ページ、現況写真です。現況は休耕地の状態となっております。65 ページは計画図です。

こちらの申請理由につきましては、先ほど3条でも上がっていた申請の関連事項ですが、購入する空き家とともに、こちらの申請地を譲り受けて、駐車場として利用したいものでございます。

5条の許可申請についての説明は以上でございます。

○議長

第5条、3件についての説明がありました。この件については、地区委員会で協議をしていただいておりますので、地区委員長より説明を求めます。

79番、80番について、第1地区、小板宏正委員長より協議の模様についての報告と案件の説明を求めます。

○1番

79番、48ページになります。これは使用貸借で行われるようです。■■■■さんが、■■■■さん、お父さんから借り受けるということです。場所は大井町の大林■■■■。一般個人住宅を建てるそうです。面積は188㎡です。登記、現況ともに畑です。東のほうに田と道路。西のほうに道路です。自宅へ入る道路です。南側が住宅と田。北側が道路です。生活雑排水は下水道、前の、市道の、北側の道路の排水溝に接続させて排水するということです。雨水は、既設の道路側溝に排出になっております。

転用目的は、手狭になったことから、父に相談して、申出に応じてくれたため、そこに住宅を建てるということです。周囲の農地は父親所有の農地で、北側と東側にブロックを積み土留めを行うという施行をされるようです。地区委員会では周囲の農地に影響がないことで、問題ないと判断しました。

次に、80番、55ページからです。大井町大林■■■■。所有者は、譲渡人が可知干さん。申請人が、■■■■さんと■■■■さん、2人の名義になります。目的は一般個人住宅。面積は470.32です。登記簿は畑、現況も畑です。東側が宅地と畑。西側が公衆道路と山

林。南側が公衆用道路。譲渡人の名義になっております。北側が畑と山林だそうです。あと、下水道ですけど、西側の道路に埋設されている排水溝につながると、接続して排水するという事です。雨水は道路側溝へ排出されるということです。

転用理由ですけど、現在の住まいが手狭になり、申請地を譲り受け、住宅を建設するものです。北西側、北東側、南東側にブロックで土留めを行うという施行をするそうです。農業委員会では、周囲の農地に与える影響がないと、問題がないと判断しましたので、よろしく審議をお願いします。

以上です。

○議長

続きまして、81番について、第5地区、梅村安範委員長より協議の様様についての報告と案件の説明を求めます。

○15番

81番です、61ページからです。12月18日に地区委員会を開催しまして、現地確認と事前審査を実施しました。先ほど3条のところの説明しました、番号74番と関連のある件です。空き家に付随した農地として、畑1筆97㎡でございます。所有権移転で、駐車場にすると。譲渡人は、■■■■、■■■■在住の72歳と73歳の姉妹の方です。譲受人は、■■■■在住の45歳の飲食業、それから民宿業を営んでいる女性の方です。空き家の横の農地を駐車場として利用したいということでございます。

申請地北側は、一段高い位置の山林道路です。63ページ、64ページを見ていただくと。それから、西側は山林。南側は国道363号線。東側が空き家宅地でございます。周辺農地に及ぼす影響はありません。また、申請地の経過報告書が添付されておりますが、以前、昭和38年頃に、所有者の父の代に、車庫を一遍どうも作った形跡がある。その後、平成21年にその車庫を撤去された以後、草刈りのみの状態であるということでございました。地区委員会としては、やむを得ない案件と判断しましたので、御審議をお願いします。

○議長

第5条についての3件の説明がありました。質疑があればよろしくをお願いします。

はい、近藤委員。

○14番

80番の件ですけど、譲受人が■■■■さんの2人ですけど、住所がそれぞれ違いますが、手狭になったと書いてあって、住所がそれぞれ違うのはどういう意味でしょうか。

○事務局

■■■■さんと■■■■さんの住民票が、11月15日付でこちらに出ています。現住所は、■■■■さんの現住所は確かに■■■■になっていまして、■■■■さんは現住所が■■■■になっておりますけど、本籍地は■■■■で一緒になっていきますし、前住所はお二方とも■■■■です。前住所も一緒ですけど、現住所だけ違っていきますけど、一緒に住まわれることは間違いのないことです。

○議長

ほか、質問はよろしいでしょうか。

それでは、これで質疑を終わります。

それでは、採決いたします。

議案第65号、79番から81番の3件について、「農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について」は、申請のとおり「許可相当と認める」とすることに賛成の方は、挙手願います。

[ 賛成者挙手 ]

○議長

ありがとうございました。全員賛成ですので、議案第65号は申請のとおり「許可相当と認める」との意見書を添えて、岐阜県知事に対し進達することに決定しました。

---

日程第5 議案第66号 非農地証明について

○議長

続きまして、日程第5 議案第66号「非農地証明について」を議案とします。

それでは、事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局

それでは、非農地証明御説明いたします。66ページお願いいたします。今回、非農地証明につきましては2件申請がございました。

まず1件目、67ページです。武並町竹折の案件です。68ページが申請書です。69ページが位置図です。こちらは武並駅の北東側に位置している場所です。70ページが拡大図です。71ページ、参考までに、ちょっと現地が分かりにくかったということで、周辺の参考地番図を載せてございます。こういった形で、申請地の周辺は山林とか用悪水路とか、そういったものに囲まれている状況でございました。72ページ、現況写真です。こちら、



以上です。

○議長

ただいま、非農地証明について、武並町竹折については、これ農地が分断されて、木々も生えておりますし、とても機械も入れないし、農地性はないということです。岩村町については、周りの状況からして、農地性もあって、機械も入れるし、十分に農地としてやっつけられるのではないかということで、非農地として認められないということでしたが、質疑をお願いします。

小板委員。

○1番

この方の所有地の前後もこの方の土地ですか。

○12番

違います。

○1番

鳥獣被害がひどくここが手つけられないという理由もあるなら、非農地に認めてもいいと思いましたがいかがでしょうか。

○12番

現状は耕作してないものですから、現実にも、被害に遭ったわけではありません。

それと、非農地とする条件に当てはまらないため、今回は、非農地ではないという判断をしました。

○事務局長

恵那市の非農地認定証明の事務取扱要綱に則して現況が農地であるかどうか御判断をいただければと思います。

取扱要綱でいきますと、非農地証明の対象となるのは、農地として利用する上で人力または農業機械では耕起及び整地ができない土地で、例えば、森林の様相を呈しているなど、農地に復元するための条件整備が著しく困難な土地か、もしくは農地として復元しても継続して利用することができないと見込まれる土地のいずれかに該当するものです。この現況がそれに判断、当てはまるのかどうかで御判断をいただければと思います。

以上です。

○議長

今、説明がありましたように、各地区委員会で現況を確認して、その条件に当てはまる

か当てはまらないかという判断の下で岩村町については、現況判断で農地性はある、非農地にはできないという判定です。機械も入りそうだし、手を加えれば復帰はあり得るという状況です。どうでしょうか。

それでは、質疑を終わります。

採決したいと思います。議案第 66 号「非農地証明について」は、武並町竹折の案件につきましても、非農地として認める。岩村町については、農業用機械が入っていけることであり、耕作管理ができない状況ではないため、非農地証明の認定基準を合致しないということで認めることができないとすることに賛成の方は、挙手願います。

〔 賛成者挙手 〕

○議長

全員賛成ですので、議案第 66 号の「非農地証明について」は、武並町竹折の件は非農地として認める。岩村町については、非農地として認めることができないこととなりました。

以上で本日の議事日程を終了いたしますので、職務代理者よりこの後の進行をお願いします。

○職務代理者

定時終了に御協力いただき、ありがとうございました。それでは、これをもちまして、令和 6 年第 12 回恵那市農業委員会総会を閉会します。お疲れさまでした。

---

( 閉 会 )

会議の経過を記載し、その内容に相違ないことを証するためここに署名する。

令和 年 月 日

議 長

議事録署名者 6番

議事録署名者 7番

